

# 佐渡バドミントンスクール規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は佐渡バドミントンスクール称す

第2条 本会は事務局を総会で定める場所に置く

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会はバドミントンを通じて佐渡市内の幼児から大学生、社会人に至るまで一貫指導を行いバドミントンの更なる振興を図ると共に青少年の健全な育成に寄与することを目的とする

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう

- (1) 各地区スクールの開催
- (2) 本部スクールの開催
- (3) 新潟バドミントンプロモーションとの連携
- (4) 各高校、中体連のバックアップ
- (5) 指導者の育成
- (6) 生徒（選手）の各種大会への派遣
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業を行なう

## 第3章 主催

第5条 本会は佐渡バドミントン協会の主催により行なう

## 第4章 構成

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同する幼児、児童、生徒、学生とその保護者及びスタッフ、指導者を持って構成する。

## 第5章 組織

第7条 本会は各地区スクールを設け「のびのびコース」を運営する

第8条 本会は本部スクールを設け「すくすくコース」を運営すると共に新潟バドミントンプロモーションと連携を計る

## 第6章 役員

第9条 本会の役員（スタッフ）として

- (1) 校長 1名
- (2) 統括責任者 1名
- (3) 支部長 各地区1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監事 2名
- (7) 運営スタッフ 若干名

第10条 役員を選出

- (1) 校長は佐渡バドミントン協会会長が兼務する

- (2) 統括責任者、事務局、会計、会計監事はスタッフミーティングで推薦し総会で承認する
- (3) 支部長は各地区スクールで選出する
- (4) 運営スタッフはスクールの運営に参加する保護者及び佐渡バドミントン協会会員をいう

#### 第11条 役員の仕事

- (1) 校長は本会を代表して会務を統括する
- (2) 統括責任者は校長を補佐し、大会目標を策定し練習計画を作成するとともに、スタッフミーティングの決定に基づき会務を掌理する
- (3) 事務局は、練習環境の準備、大会参加の準備、広報を担当する
- (4) 支部長は本部と連絡を取り地区スクールの運営を行なう
- (5) 運営スタッフは本会の運営全般に携わる

### 第7章 会議

第12条 本会の会議は、総会、スタッフミーティング、地区ミーティングとする

第13条 総会は、毎年4月に会長が招集してこれを開く  
但し会長が必要と認めた場合には臨時にこれを開くことができる

第14条 総会は、次の議事を審議する

- (1) 事業計画
- (2) 役員を選出
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要（必要）事項

第15条 スタッフミーティングは統括責任者がスタッフを召集し、本会の重要事項を審議する

第16条 総会及びスタッフミーティングは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する

第17条 地区ミーティングは、支部長が召集し必要な事項を連絡、協議する

### 第8章 会計

第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する

- 会費
- 助成金
- 事業収入
- その他の収入

第19条 会費は、総会で決定した額を本会事務局へ納入する

第20条 会計監事は、総会前に監査を行いその結果を総会において報告する

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る

附則 本規約は、平成19年6月1日より実施する